

情審第 17 号

令和 6 年（2024 年）3 月 15 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 5 年（2023 年）9 月 4 日付け事業第 196 号で諮問（諮問第 36 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が、本件請求の対象となる公文書を「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て（平成29年度分から令和4年度分まで）」と特定（以下「特定公文書」という。）した上で、行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年2月14日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「南関東競輪主催者連絡協議会を經由してF I ジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った10万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て。」について、本件請求を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和5年3月1日付けで本件処分を行い、特定公文書を公開した。
- 2 実施機関は、公文書一部公開決定通知書（以下「決定通知」という。）の「公開請求に係る公文書の内容」欄に、「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て（平成29年度分から令和4年度分まで）。」と記載し、続けて「※小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会への負担金は、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金10万円は算出根拠に含まれていないが、請求書は小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会へ負担金を支払ったことがわかる文書を求めているものとして、特定した。」と記載した。
- 3 実施機関は、決定通知の「公開をしない部分の概要」欄には、「印影及び口座情報」と記載し、「公開をしない理由」欄には、「小田原市情報公開条例第8条第2号 法人その他団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。」と記載した。
- 4 審査請求人は、決定通知における公開請求に係る公文書の内容について、「10万円を含む」との記載が削除されており、求める公文書を公開したことにはならない

とし、令和5年3月29日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和5年4月28日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和5年5月9日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和5年5月11日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和5年6月11日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和5年9月4日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「南関東競輪主催者連絡協議会を經由してF I ジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った10万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。」に該当する公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び弁明書に対する反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「J C協議会」という。）への分担金10万円は、小田原市から神奈川県競輪主催者連絡協議会（以下「神奈川県協議会」という。）、南関東競輪主催者連絡協議会（以下「南関東協議会」という。）、J C協議会へという流れで支払われたものと考えられる。
- (2) 小田原市が神奈川県協議会へ何らかの支出をしていれば、その支出には10万円の分が含まれているはずである。
- (3) 審査請求人は、「10万円を含んでいる」という「事実」の確認として公文書公開請求したものであり、「算出根拠に含まれているかいないか」などは一切求めている。
- (4) 審査請求人の請求はあくまでも「10万円を含む」、神奈川県協議会への支出であり、「10万円を含む」を外してしまつては、審査請求人の求める文書にはなり

得ず、公開したことにはならない。

- (5) J C 協議会規則では、分担金として、「1 年度 1 会員 10 万円とする。」とし、協賛金として、「F I ジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し 1 開催 10 万円を協賛金として支出する。」と定められている。平成 29 年度、令和元年度、令和 3 年度に協賛金を請求している小田原市は会員であり分担金を支払っているはずである。
- (6) 以前小田原市が作成した「協議会への分担金支出及び協賛金が市へ支給されるまでの流れ」の図においても、小田原市が神奈川県協議会へ支出した分担金が南関東協議会への分担金となり、南関東協議会から J C 協議会への分担金となっていることは誰の目にも明らかであり、会員である小田原市が支出すべき分担金 10 万円は、小田原市が神奈川県協議会へ支出した分担金の一部であることは明白である。

第 6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、小田原市が神奈川県協議会に対し支出する負担金に、J C 協議会の分担金 10 万円を含んでいることの実の確認として文書の公開を求めているが、南関東協議会が J C 協議会へ支払った 10 万円は、神奈川県協議会及び南関東協議会を構成する神奈川県以外の競輪主催者からの負担金から支出されているものであり、小田原市が神奈川県協議会に支出している負担金は、決定通知において示したとおり、J C 協議会の分担金は算出根拠に含まれていない。
- 2 公文書公開請求においては、「南関東競輪主催者連絡協議会を經由して F I ジャパンカップ加盟施行者協議会へ支払った 10 万円を含む、神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類」を請求していることから、J C 協議会へ支払った 10 万円を含む、含まないにかかわらず、小田原市が平成 29 年度から令和 4 年度に神奈川県協議会へ支払った文書を公開したものである。

第 7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のよ

うに判断する。

なお、審査請求人と実施機関の間には、公開をしない部分に関して争いはないため、本件に関しては、本件請求に係る対象公文書の特定のみを審査する。

1 本件請求に係る対象公文書の特定について

(1) 分担金に関する原資等の事務処理について

当審査会は、諮問第 35 号（令和 5 年(2023 年) 6 月 20 日付け情審第 2 号答申）に係る審議において、実施機関から、J C 協議会における分担金に関し、小田原市が関係団体等に分担金の原資となる金額を支出し、当該 J C 協議会に至り、小田原市へ協賛金が支給されるまでの流れをまとめた資料の提出を受け、小田原市が神奈川県協議会に分担金を支出し、神奈川県協議会が小田原市を含む 3 市から納付された分担金を原資にして南関東協議会に分担金を支出し、南関東協議会が神奈川県協議会を含む 3 県の協議会から納付された分担金を原資にして J C 協議会に分担金を支出していることを確認した。

(2) 対象公文書の特定について

当審査会は、小田原市は J C 協議会の会員として加盟しており、上記(1)で述べたとおり、小田原市が神奈川県協議会に支出した分担金の一部が、南関東協議会を経由して J C 協議会の分担金となっていることを確認している。

その上で、当審査会において、特定公文書を実際に見分したところ、特定公文書は、神奈川県協議会の分担金請求書及び協議会分担金の支出関係書類であることから、本件請求に係る対象公文書を特定公文書としたことに不合理な点はない。

したがって、実施機関が、本件請求の対象となる公文書を「神奈川県競輪主催者連絡協議会への支出に関する書類。現存する年度分全て（平成 29 年度分から令和 4 年度分まで）」と特定した上で、行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

第 8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

当審査会において、特定公文書を実際に見分したところ、特定公文書の一つとした神奈川県協議会の分担金請求書には、分担金として開催割分担金及び所属選手割分担

金との記載があり、実施機関が J C 協議会の分担金 10 万円は算出根拠に含まれていないと決定通知に記載したことは理解できるものである。

しかし、当市における情報公開の手続においては、基本的には、公開請求書に記載された「公開請求に係る公文書の内容」を、そのまま決定通知書に転記する運用がなされてきた。このことを踏まえると、実施機関が「10 万円を含む」との記載を決定通知であえて除外した点について、審査請求人に対しての説明及び調整が不足していたことは否めない。

ついでには、実施機関には、公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにするとともに、わかりやすい説明及び調整等が図られるよう要望するものである。

第 9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

| 年月日 | 経過内容 |
|------------------|----------------------|
| 令和 5 年 9 月 4 日 | 審査庁からの諮問書を受付 |
| 令和 5 年 10 月 13 日 | 第 86 回情報公開審査会 事案の審議 |
| 令和 5 年 11 月 27 日 | 第 87 回情報公開審査会 事案の審議 |
| 令和 6 年 1 月 31 日 | 第 88 回情報公開審査会 答申案の検討 |
| 令和 6 年 3 月 13 日 | 第 89 回情報公開審査会 答申案の検討 |